

令和6年4月22日

## 各種給付金の受給資格等に関する認識確認を行っています

中小企業庁では、各種給付金（持続化給付金・家賃支援給付金・一時支援金・月次支援金・事業復活支援金）の受給資格等に関する認識確認調査をDT 弁護士法人に委託し、進めています。

届いた認識確認の文書が真正なものか確認したい方は、当該文書を受け取った本人から、DT 弁護士法人の連絡先（電話番号 03-6860-3377、FAX 番号 03-6870-3301）までご連絡ください。その際、本人確認のため、氏名、生年月日及び連絡可能な連絡先等を確認いたしますので、御留意ください。

### <注意事項>

- 個人情報等を聞き出す詐欺にご注意ください。
- 誤って受給した方は、速やかに返納してください。
- 返還方法に関する問合せは、各種給付金事業コールセンター（0120-002-678）までお電話ください。
- 弁護士法人等が直接各種給付金の返還を受け付けることはありません。
- 過去、法律事務所を装った不審な郵送物が確認されています。万一、不審な郵便物があった場合には、最寄りの警察署や消費者センターなどにご相談をいただくか、DT 弁護士法人の窓口までお問い合わせください。